

# 第13回年金部会委員提出資料

- 井手委員提出資料 ···· P 1
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見
- 今井委員提出資料 ···· P 3
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について
- 大澤委員提出資料 ···· P 4
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見
- 岡本委員提出資料 ···· P 6
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について
- 翁委員提出資料 ···· P 8
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見
- 神代委員提出資料 ···· P 10
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について
- 杉山委員提出資料 ···· P 17
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見
- 堀委員提出資料 ···· P 18
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」についての意見
- 矢野委員提出資料 ···· P 22
  - 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に対する意見
- 山崎委員提出資料 ···· P 24
  - 『年金改革の方向性と論点』を巡って

## 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見

H 15. 1. 22

年金部会委員

井手 明子

「年金改革の骨格に関する方向性と論点（厚生労働省）」は、今後の議論のたたき台として、論点ごとに必要な選択肢を示しながら、今後、広く国民的議論が行われることを期待するものであるが、国民的議論を行うためには、論点ごとに示される選択肢が、比較検討する上で、具体的でわかりやすいものであることが必要であると思う。

平成16年の年金改革の基本的視点の5点目に上げられている

少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとすること。

に関していえば、選択肢の示し方に関し、より具体的な数値の裏付けや、過去の実態調査、制度導入を想定した意識調査などのデータの添付が必要と考える。

### ○公的年金制度における次世代育成支援

育児期間に対する配慮措置の拡充が少子化対策として効果を発揮するかの判断にあたり

- ・平成6年改正での厚生年金保険料の本人負担分の免除措置、平成12年改正での事業主負担分の免除措置、および改正雇用保険法による休業中の給付金支給（平成7年 休業取得前賃金の25% 平成13年 40%）は、出生率にどのような影響を与えたか、制度導入の評価
- ・育児期間中の保険料免除、あるいは加入期間の加算措置等の配慮があれば、子供をより多く持つことを選択するかという意識調査
- ・北欧諸国、英語圏、仏語圏に比べ、労働力率、出生率双方とも日本が低い理由の分析

が必要

### ○女性と年金

女性と年金を検討するにあたり、

- ・「女性と年金検討会」で示された第3号被保険者制度の見直し案VI案と、今回提示さ

れたIV案に関し、各案にどのような課題（雇用関係のない第三号被保険者にかかる事業主負担の問題、医療保険との整合性、定額保険料対象増による逆進性等）があるか一目瞭然で比較できる一覧表（これまでの資料は案ごとに課題が整理され、比較しづらい）

- ・各案の、現行制度と比較した場合の、片働き・共働き別の世帯単位、夫・妻単位の保険料、給付、年金財政の收支がどのように変化するかの比較

以上の比較表に、「方向性と論点」では触れられていないが、「女性と年金検討会」では課題としてあげられていた「離婚時の年金分割」と「遺族年金制度」の見直し案を付加し広く国民的議論を行うことが必要

全体として5点目の基本的視点を考えるにあたり、女性が育児に専念することを評価して、年金制度上の優遇措置を講じることと（年金財政は悪化・少子化抑制効果は不明）、保育サービスを充実して就業と育児の両立が図れるようにすること（保険料収入増・税収増・保育コスト増・雇用創出効果有り・過去の国民生活選好度調査によれば少子化抑制効果有り）のどちらが望ましいかという選択になるのではないかと思う。

育児時間に対する配慮措置の拡充の選択肢の中で、第3号被保険者に対し、次世代を育成するという新たな意味づけがされており、選択の仕方によっては、女性の一時的な家庭回帰を促進する制度変更になることも想定される。個人の多様な選択に中立的な制度の構築という「女性と年金検討会」の基本的視点を再度踏まえ、検討にあたっては、M字型カーブが押しあがった時の、社会保険料・税の増収と保育サービス充実のためのコスト比較のシミュレーションが必要であると思う。

以上

## 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について

03.1.22

今井 延子

社会保障制度の目的は少子・高齢化が進んでも負担が増大しないようにするという財政対策に絞られがちであるが、本来果たすべき目的・方向を改めて考えてみた。

前回（12/13）の大沢委員の意見書に、基本的視点の中に「高齢者・女性・若者等とともに社会を支える制度の整備」「男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする」と記載されており、特に男女の人権と、出来る限りの中立な制度を強調されていた。私もそこに相互の協力と自己決定を付け加えたい。

そのためには、国民一人ひとりが同一の

- ・所得比例年金を目指し
- ・低所得者を対象にミニマム年金を設定し
- ・世代間の連帶を考え経済成長スライド方式にし
- ・二分二乗法を取り入れる。

以上

(1) 基本的視点－男女共同参画

- ・2002年6月に閣議決定された「骨太方針第2弾」は、経済活性化戦略の基本的考え方として、「高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備」を掲げ、「男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする」と明記している。とくに年金制度について「『男女共同参画社会の』理念とも合致した」制度を構築することを打ち出している。
- ・男女共同参画社会の基本理念のうち、年金制度に特に関係するのは、男女共同参画社会基本法の第3条（性別による差別的取扱いがないこと等、男女の人権の尊重）と第4条（固定的な性別役割等を反映する社会制度・慣行から、できる限り中立な制度・行へ）。

(2) 上記の基本的視点に照らした現行年金制度の問題点

- ・所得税制の配偶者にかかる控除、健康保険制度の被扶養家族の扱いなどとあいまって、働いて稼ぐことを通じて制度の支える能力も条件もある者が、あえて就業時間や賃金率を調整して、社会保険制度に依存する者となる傾向。  
\* 2001年のパートタイム労働者総合実態調査によれば、現に年収または労働時間の調整をしている者は26.7%だった。その理由（複数回答）を見ると、「自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから」とする労働者の割合が最も多く72.6%、次に「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから」が45.1%、3番目が「一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ自分で加入しなければならなくなるから」が38.2%だった。
- ・平均賃金を得る男女について、単身、夫婦共稼ぎ（2号どうしの夫婦）、夫片稼ぎ（2号と3号）、という世帯類型により、年金給付の所得代替率が大きく異なる。  
\* 同じ保険料率なのに、年金給付の所得代替率が世帯によって異なるのは、定額の基礎年金6.7万円によって、低賃金層の給付が厚めになるという、再分配的な面があるため。夫片稼ぎ世帯では、1人当たりの賃金が女性単身世帯よりも低賃金となるため、その給付の所得代替率が各世帯類型で最高となる。
- ・世帯所得が等しい場合、保険料負担も老齢年金給付も、共稼ぎと片稼ぎで等しいが、なお遺族厚生年金において片稼ぎの有利さは明らかであり、「女性が働くことが不利」になる面をもつ。
- ・短時間労働者の一部が就業・収入を調整することによって、女性全体（共働き、単身を含む）の賃金を引き下げるという影響も否定できない。

・つまり、男女の経済力の均等化を、第3号被保険者制度等の制度が阻害している。

(3) 提起されている平成16年度の改革の方向について

・3号被保険者制度について見直し案を4つまで整理した点は評価できる。とくに第1の年金権分割は、遺族厚生年金を不要とすることにつながれば、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯間の不均衡を是正できる。

・しかし、4案のいずれを行っても、世帯類型による所得代替率の格差は残る。基礎年金制度の見直しが必要。2002年12月5日の経済財政諮問会議に塙川財務相が提出した資料「年金制度改革について」は、税財源を「必要なところに重点的に配分することが財政の役割」であると注意を喚起し、年金制度への国庫負担のあり方を検討するうえでスウェーデンの改革の参考を求めていた(制度体系の議論に際してもスウェーデンの改革の参考を求める)。

・現行の体系では、雇用就業の多様化、流動化により、2号被保険者の相対的減少、1号被保険者の増大が見込まれることに対して、対応できない。

・以上から、「引き続き十分に議論」とされたスエーデン方式の、相対的望ましさは、高いことに留意すべき。今回の改革の機会を逃すと、厚生年金収支の赤字・積立金減少により、改革余力を失う恐れがある。

## 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について

2002年12月13日

年金部会委員

岡本康男

本日の年金部会はやむを得ず欠席させて頂きますので、厚生労働省が先般取りまとめた標記のたたき台について、現時点での私の意見を下記の通り申し述べます。

### 記

財政再計算の度に給付水準や将来の保険料を見直す現行方式を改め、「最終的な保険料率を法定して、その範囲内で給付を行う」という保険料固定方式が厚生労働省から新たに提示されたことは、わが国の経済や社会の構造変化を考えますと、公的年金制度を中長期的に持続可能なものとしていくために時宜を得た、現実的な対応として評価します。

### 給付水準の見直しを先送りすべきではない

2004年の改革では、世代間格差の是正が重要な課題の1つであると認識しています。しかし、今回の案では、長期間にわたって徐々に給付水準の調整を行うこととしているため、制度を支えていく将来世代ほど負担増と給付削減のしわ寄せが大きくなることが懸念され、世代間格差の是正という問題が十分解決されているとは言えません。

既受給者を含めて、全ての世代が痛みを分かち合うような給付水準の見直しについて更に議論を行い、アンバランス是正に資する施策を着実に実施すべきと考えます。

### **ルール通りの物価スライド適用を行うべきである**

物価スライドの適用については、物価水準が下落した際に、ルール通りの適用がなされてこなかったため、結果として過剰な給付が行われるとともに、年金財政の悪化と、後の世代に対する負担の増加を招いています。公的年金制度は国民のコンセンサスの上に成り立っていることを考えますと、制度に対する国民の安心感や信頼感を確保するためには、物価スライドのルールを厳正に運用することが望ましいと考えます。

### **社会保障全体の負担を考えると 20%の最終保険料率は高すぎる**

人口の高齢化が一層加速する中では、医療・介護などの社会保障に要する負担の増加は避けられません。従って、公的年金の最終保険料率の水準は、20%より相当低くしていくべきであると考えます。もし 20%という水準の判断基準が、欧州諸国の現在の水準との単純な比較からきているのであれば、医療・介護に要する負担と併せたトータルな負担がどうあるべきかについて一層の議論が必要であると思います。

### **基礎年金の国庫負担 1/2 への引き上げを着実に実行すべき**

経済社会の活力を生み出す現役世代や企業の保険料負担が過度に重くならないようにするためには、給付水準の見直しと併せて、消費税を財源とした基礎年金の国庫負担 1/2 への引き上げを早期に実現することが求められます。

また、基礎年金の財源全般の在り方として、消費税を活用することについても広範な議論を行っていく時期に来ていると思います。

以上

## 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に関する意見

日本総合研究所 翁 百合

今回の「方向性と論点」に関しては、次のような点について十分な議論が必要だと思います。

### 1. 現下の経済情勢を踏まえた厳しい前提でも試算を行い、リスクシナリオを十分念頭において給付水準の見直しについてさらに議論を行うべき

先日示された試算では、物価動向や賃金の見通しなどが足許かなり甘めとなっていることが否めない。現在の大幅な需給ギャップは急速に縮小することは展望しがたいため、今後中期的に相当の需給ギャップが残る蓋然性が高いことを念頭におくと、物価、名目賃金、名目利回りはもっと低下する姿（リスクシナリオ）の方が蓋然性が高い（注1）。また少子化もさらに進む可能性が高い。試算はハッピーシナリオに対応した経済運営上の目標が達成された場合にのみ、辛うじてつじつまが合う、といったものではなく、少なくとも現状予想される厳しい見通しも視野に入れた前提で行わないと、現実に起こるであろう世代間の公平性について判断できるものにならない（注2）。まず、予想される現実的な見通しも含めて将来世代の所得代替率を明らかにしたうえで、全世代が痛みを分かち合うよう給付水準の見直しを検討するべき。

（注1）例えば、名目賃金上昇率は、2003年度から07年度まで0.5%、08年度以降が2.0%と想定されている。

しかし、既に一般労働者の平均賃金上昇率は、マイナス傾向

2001年 ▲0.4%

（パートを含めると、▲1.2%、パートのみでも▲1.2%）

（参考）パートを含めた平均賃金上昇率	2001年度	▲1.6%
	2002年4・6月	▲2.6%
	7・9月	▲3.5%

（注2）日本総合研究所の試算（2002年12月11日に公表）によれば、現前提のままでも、1940年生まれ世代の受給額/保険料負担額の比率は中位推計で2.46倍、1960年生まれ世代の受給額/保険料負担額の比率は中位推計で0.94倍（低位推計で0.93倍）であるのに対し、1980年生まれ世代の受給額/保険料負担額の比率は中位推計で0.66倍（低位推計で0.57倍）、2000年生まれ世代の受給額/保険料負担額の比率は中位推計で0.60倍（低位推計で0.51倍）となり、世代間の大きな不公平が発生する可能性。

——こうした試算を明らかにしたうえで、次のような対応を考えるべき。

- 給付率の引き下げ、受給開始年令の引き上げなど中高年令層以上の世代も負担を分かちあう仕組みを考えるべき。
- この点物価スライドなども実施されてこなかった情勢を考えると、将来世代への先送りが懸念される。少なくとも、物価スライドは適切に実施していく必要がある。
- 確定拠出型年金の拡充など、将来世代をサポートする様々な施策の検討をすべき。

——なお、給付スライドの技術的な問題として、少子化だけでなく、高齢化のリスクも給付額に自動的に調整される仕組みとする必要がある。また、運用利回りの変化についても吸収方法を工夫する必要がある。

## 2. 最終保険料 20 % の水準について再検討すべき。

医療保険や介護保険の負担を考えると、年金の最終保険料 20 % は大きすぎるのではないか。高齢化を考えると、社会保障の負担は大きくなる方向である。これほど大きな規模で世代間の所得再分配をする必要があるか、広い視野から検討する必要がある。所得税の水準なども考え合わせ、国民負担の大きさ全体を見極めたうえで、年金の最終保険料率 20 % についてさらに議論するべきである。

以 上

2003年1月22日

## 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について

社会保障審議会年金部会  
神代和俊

(雑誌『月刊厚生』2003年1月号インタビューより抜粋補正)

### 方向性と論点の全体的な印象

- 今の経済情勢の中で少子高齢化が進むと、所得代替率を下げる以外に若い世代の負担を軽くする方法はあり得ないですから、給付水準を下げざるを得ないと皆さん共通に認識していたことが印象的でしたね。

ただ、2030年頃になっても実質的な給付の水準が少しずつ上がっていくという試算には驚きました。前提となる実質賃金の1%の上昇が実現されなければ話は変わるかもしれません、今の経済情勢が30年、50年と続くとは考えにくいですから、長期的な見通しとしては割合控えめな見方だと思います。人口も減りますので高い成長は期待できませんが、実質1%の賃金が伸びるくらいの成長が続ければ、少子高齢化が進んでも、モデル年金の実質額は徐々に上がるという試算であり、経済発展の重要性を改めて認識します。

このことは、新聞に掲載される図表にはきちんと書いてあるのですが、記事の見出しへは「給付水準が下がる」と書かれることが多いのです。それでは、一般の読者は「年金は下がるのか」と思ってしまいます。「給付水準」を「所得代替率」で言っているということが徹底していなくて、モデル年金の金額そのものがどんどん下がっていくと受け取られている節がまだありますね。

- 賦課方式で行っている以上、基本的に社会経済の変化に対応した価値のある保障という考え方を尊重しなければいけないと思いますが、その中で「世代間の公平」に従来よりも踏み込んだ案が出されたと思います。

## 年金制度の体系について

- 「方向性と論点」は、税方式で行う場合のデメリットをきちんと記しています。社会保険方式では保険料を払った人がそれに見合った給付を受けるという明確な関係が、税金でもらえるとなるとはつきりしません。税方式で行うとしたら、消費税を目的消費税に変えられるかどうかということもありますし、益税をどう処理するかも先にクリアしなければなりません。今の消費税を14~15%くらいにしないと賄い切れないでしょうね。  
現行の社会保険方式は、国民年金の空洞化や未納の問題、第3号被保険者の問題などがあるにしても、95%の方はきちんと保険料を払っているわけです。消費税はいったん税率が上がっても政権によって変わる可能性があり、政治的にリスクが多い財源に乗り替えるという意味で、税方式は危険だと思っています。
- 一般的の政府財源の議論として消費税を高くすることには私は賛成です。しかし、目的消費税ということになると、年金の財源を乗り替えるということになるでしょう。今まで確保されている財源を放棄して、取れるかどうか分からぬものに乗り替えることに不安を感じます。  
たしかに、今の国民年金には保険料の未納の問題があります。12年度で約7,600億円という保険料が不納欠損処理となっていることへの対応は当然やらなければいけません。それは大事な指摘で、議論として受けとめたいけれども、年金のあり方として基礎年金を税方式にするのは非常に政治的な危険が多く、私はあまり賛成できんですね。  
それと、厚生年金の2階部分を民営化するという意見に対して、必ずしも財界の主流の方は主張されなくなっています。公的年金の2階部分を民営化することは、大変な資本リスクにさらすことになる。
- 日本は、先進国の中でも全労働者に2階部分の年金がついている数少ない国だと思います。しかし、退職一時金と企業年金がそれなりの水準で出ている労働者は半分に過ぎません。ですから、半数の人たちは2階部分を民営化してうまくいかなくなったら基礎年金のみという状況になってしまいます。それこそ、普通の中小企業で働いている労働者にとっては大きなダメージを与えることになるので、どのようにお考えなのか気になりますね。

それと、二階部分を民営化する場合の二重負担の処理の仕方ですね。処理の仕方については、現行の給付を一気に4～5割削減するというようなドラスティックな提案が出されていますけれども、現実的な政策としてそのようなことはできないので苦労しているわけですから、この問題もよく分からぬところがあります。

### スウェーデンの年金改革について

一 経済成長率が非常に落ちたり、寿命が予想以上に延びたりした場合に、スウェーデンのような「自動財政均衡メカニズム」があれば、5年ごとに国会で法律の改正を議論しなくとも済むという意味で支持している方が多いのだと思います。そういう意味ではいいアイデアですし、とり入れることのできる部分はとり入れたいと思いました。それと、一般的にはやはり保険料率を18・5%で固定したことが、かなりアピールしていると思います。日本は今13・58%で、年収換算で見るとまだ国際的に低いほうで、これを前回の改正では最終的には19・8%に抑えようとしたばかりですが、「方向性と論点」の中の試算では、給付水準を維持した場合に23・1%という数字が出てきています。そういう中で18・5%くらいに抑えてくれたら助かるというのが、経営者の一般的な考え方だと思います。労働者も半分取られてしまうわけですから、みんな注目しているのでしょうか。

従来、スウェーデンは平準保険料方式に近いやり方でずっとやってきて、日本の段階保険料方式のような二重負担の問題がほとんどない状況で保険料率が設定されましたから、18・5%という数字そのものが日本にそのまま当てはまるとは考えていませんが、国際競争が激化して、医療費用も含めて労務費の中の法定福利費の占める割合が非常に上がっていますから、それをできるだけ抑えたいと考えるのは当然だと思います。また、将来の働き手にとっても、抑えられるところまで抑えるのが一つの政策判断だと思います。

ただ、すでに約束している年金の給付水準があるわけですから、それを大幅に割り込むことになれば、政治的な不安定要因にもなるし、現状で年金の給付総額が40兆円くらいあるわけでしょう。そうすると個人消費の1割くらいの比重を占めているはずですね。年金は、単に保険料として取られるという、可処分所得を減らすことばかりが強調されるけれども、これからは所得の源泉としての年金の地位も大事になってきます。

このように考えていくと、18・5%をそのまま持ってくるのはちょっと厳しい。「方向